

鹿児島県資源管理方針

令和 2 年 12 月 1 日 制定
令和 3 年 3 月 26 日 改正
令和 3 年 6 月 29 日 改正
令和 5 年 10 月 6 日 改正
令和 5 年 12 月 26 日 改正
令和 6 年 7 月 9 日 改正
令和 6 年 12 月 25 日 改正
令和 7 年 4 月 4 日 改正

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和 4 年の生産量で 9 万 2 千トン、生産額は 1,177 億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は約 5 千人であり、多くの沿岸地域、とりわけ島嶼域において、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資

源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源の動向の把握、環境変動が資源に与える影響等の把握、資源評価の精度の向上、資源管理措置の遵守状況の把握や効果の検証等、適切な資源管理を行うために重要であることから、適切な把握に努めることとする。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一

環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等の見直しを行うものとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 鹿児島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 かつお中西部太平洋条約海域」から「別紙2-7 きだい日本海・東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 まるあじ日本海西・東シナ海系群」から「別紙3-32 きんめだい太平洋系群のうち鹿児島県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）および小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業（まき網漁業を除く（以下「その他のまあじ漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まあじ漁業への配分のうち100トン未満の端数は10トンの位を四捨五入するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,400隻とする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）及び小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（鹿児島県まき網まいわし漁業を除く（以下「その他のまいわし漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな

い管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まいわし漁業への配分のうち 100 トン未満の端数は 10 トンの位を四捨五入するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、1,900 隻とする。

(別紙 1－3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)(30 キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業(上半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号。以下この別紙において「許可省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業(法第 60 条第 3 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)および小型定置網漁業(鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から 9 月 30 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 9 月 30 日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 鹿児島県定置漁業(下半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業および小型定置網漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から 3 月 31 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 3 月 31 日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

3 鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（鹿児島県定置漁業を除く（以下「その他のくろまぐろ（小型魚）漁業」という。））
- ③ 漁獲可能期間
4 月 1 日から 9 月 30 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 9 月 30 日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

4 鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
その他のくろまぐろ（小型魚）漁業
- ③ 漁獲可能期間
10 月 1 日から 3 月 31 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 3 月 31 日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろまぐろ（小型魚）漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があつた場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島県、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

0 歳魚（2 キログラム未満）の漁獲を令和 6 管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)(30 キログラム以上のものに限る。以下この別紙において「大型魚」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号。以下この別紙において「許可省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業(法第 60 条第 3 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)および小型定置網漁業(鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(鹿児島県定置漁業を除く(以下「その他のくろまぐろ(大型魚)漁業」という。))

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を各知事管理区分に均等に配分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－5)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が，するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は，現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし，漁獲量等の報告に係る期限は，次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては，漁獲可能量による管理以外の手法として，漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は，300 隻とする。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）及び小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業を除く（以下「その他のまさば及びごまさば漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島県及び熊本海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島県及び熊本海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島県及び熊本海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島県及び熊本海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業への配分のうち 100 トン未満の端数は 10 トンの位を四捨五入するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,200 隻とする。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が，うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は，漁獲量の総量の管理とし，漁獲量等の報告に係る期限は，次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－9)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－10)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

かつお (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また,当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し,認定した協定を公表するとともに,当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて,当該協定に基づき,報告される情報を活用して,資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

きはだ (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また,当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し,認定した協定を公表するとともに,当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて,当該協定に基づき,報告される情報を活用して,資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

めばち (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また,当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し,認定した協定を公表するとともに,当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて,当該協定に基づき,報告される情報を活用して,資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

びんなが (北西太平洋海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また, 当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し, 認定した協定を公表するとともに, 当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて, 当該協定に基づき, 報告される情報を活用して, 資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 5)

第 1 水産資源

めかじき (北西太平洋海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また, 当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し, 認定した協定を公表するとともに, 当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて, 当該協定に基づき, 報告される情報を活用して, 資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 6)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また, 当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し, 認定した協定を公表するとともに, 当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて, 当該協定に基づき, 報告される情報を活用して, 資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また,当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し,認定した協定を公表するとともに,当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて,当該協定に基づき,報告される情報を活用して,資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

まるあじ日本海西・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、2029 年までに中位以上まで回復することを目指す。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

たちうお日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を，2029 年までに中位以上まで回復することを目指す。

なお，国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を，提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

まち類奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源動向を，2033 年までに増加とする。

なお，国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

南西諸島マチ類広域資源管理方針に記載される漁獲努力量の削減措置を遵守させる。

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

むろあじ類東シナ海

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を，提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－7)

第 1 水産資源

すじあら南西諸島海域

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における CPUE の動向を，2029 年までに増加とする。

なお，国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

まかじき中西部太平洋

第 2 資源管理の方向性

中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い，暫定的に，漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚量に対する実際の親魚量の割合を，提案された水準に回復させる。なお，資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には，当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－9)

第 1 水産資源

あら鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（2.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

かますさわら鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（15.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-11)

第 1 水産資源

かんぱち類（かんぱち，ひれながかんぱち）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ，当分の間，年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（239.6 トン）程度に維持する。なお，定期的な検証の際に，科学的な知見に基づき，本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-12)

第 1 水産資源

きびなご鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ，当分の間，年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（784.9 トン）程度に維持する。なお，定期的な検証の際に，科学的な知見に基づき，本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-13)

第 1 水産資源

しらす(鹿児島県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間(2013 年から 2022 年まで)の平均値(2.2 トン)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-14)

第 1 水産資源

すずめだい類(すずめだい、あまみすずめだい、おやびっちゃん)鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間(2013 年から 2022 年まで)の平均値(7.1 トン)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－15)

第 1 水産資源

そうだがつお類（まるそうだ，ひらそうだ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため，漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ，当分の間，年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（619.7 トン）程度に維持する。なお，定期的な検証の際に，科学的な知見に基づき，本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－16)

第 1 水産資源

たかさご類（たかさご，にせたかさご，くまささはなむろ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため，漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ，当分の間，年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（40.6 トン）程度に維持する。なお，定期的な検証の際に，科学的な知見に基づき，本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに，当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し，認定した協定を公表するとともに，当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また，当該協定に基づき報告される情報を活用して，資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－17)

第 1 水産資源

とびうお類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（1,017.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－18)

第 1 水産資源

ばしょうかじき鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（51.3 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－19)

第 1 水産資源

はた類鹿児島県周辺海域（すじあらを除く）

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（54.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－20)

第 1 水産資源

はも鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（25.0 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-21)

第 1 水産資源

ぶだい類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（45.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-22)

第 1 水産資源

むつ類（むつ、くろむつ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（22.0 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－23)

第 1 水産資源

めだい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（90.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－24)

第 1 水産資源

あおりいか鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（83.9 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－25)

第 1 水産資源

あわび類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（0.9 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－26)

第 1 水産資源

いせえび類（いせえび、かのこいせえび、しまいせえび）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（43.1 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-27)

第 1 水産資源

そでいか鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（227.5 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-28)

第 1 水産資源

小型えび類（ひげながえび、なみくだひげえび等）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（245.1 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－29)

第 1 水産資源

つきひがい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年から 2022 年まで）の平均値（53.3 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－30)

第 1 水産資源

やこうがい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（8.7 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－31)

第 1 水産資源

さばふぐ類日本海西・東シナ海のうち鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（81.5 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－32)

第 1 水産資源

きんめだい太平洋系群のうち鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（14.7 トン）程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし